

京都市職員定数条例の一部を改正する条例(平成26年3月25日京都市条例第95号)

(行財政局人事部人事課)

事業内容及び業務執行体制の見直し、本市の産業技術研究所の廃止及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所の設立等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	現 行 の 定 数	改 正 案 の 定 数	差 引 増 △ 減
市長の事務部局の職員	人 7,887 〔うち学長及び 教員13人〕	人 7,854	人 △33 〔うち学長及び 教員△13人〕
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員	2,209 〔うち校長及び 教員881人〕	2,178 〔うち校長及び 教員863人〕	△31 〔うち校長及び 教員△18人〕
消 防 職 員	1,845	1,837	△8
公 営 企 業 の 職 員 水道事業(公共下水道事業を含む。)	1,389	1,387	△2
職 員 の 定 数	14,954	14,880	△74

注 今回定数の改定を行う予定の機関についてのみ記載している。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 95 号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び市長の所管に属する教育機関」を削り、「7,887人（うち学長及び教員13人）」を「7,854人」に改め、同項第5号中「2,209人」を「2,178人」に、「881人」を「863人」に改め、同項第8号中「1,845人」を「1,837人」に改め、同項第9号イ中「1,389人」を「1,387人」に改め、同項中「14,954人」を「14,880人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)